# 報第1号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専 決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年12月5日提出

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備	考
令和6年 8月5日	和歌山市梶取71番地	165,000円		公用車の物による損害	

# 報第2号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専 決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年12月5日提出

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和6年 8月16日	和歌山市湊1342 番地3 青岸エネルギーセン ター構内	155,870円	和歌山県海南市別院52番地1 田端建設株式会社代表取締役 田端康人	ショベルローダー 運転中に発生した 物損事故による損 害賠償金

# 報第3号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専 決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年12月5日提出

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備	考
令和6年 8月27日	和歌山市新中島4番地1	38,500円		公用車の による損	

# 報第4号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専 決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年12月5日提出

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備	考
令和6年 9月4日	和歌山市磯の浦36 2番地	20,000円		公用車のによる損	

# 報第5号

市長専決処分事項の報告について

土地売買に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年12月5日提出

専決年月日	損害賠償額	相手方住所氏名	備考
令和6年 10月18日	346,414円	東京都江東区木場五丁目 10番10号 株式会社 一条工務店 代表取締役 岩田 直樹	令和5年2月27日付け売買契約により売却した和歌山市つつじが 丘3丁目29番10の土地に対す る買戻し申立てに基づく損害賠償 金

## 報第6号

市長専決処分事項の報告について

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年12月5日提出

専	決	年 月	日	令和6年11月1日
I		事	名	中央卸売市場青果卸売場棟外建替電気設備工事
エ	事	場	所	和歌山市西浜1660番401
				441,012,000円451,462,000円
契	約の	相 手	方	和歌山市三葛238番地の6 株式会社土井電設工業 代表取締役 土 井 茂 喜
変	更	理	由	賃金及び物価の変動に基づく請負代金額の増額変更のため。

# 報第7号

市長専決処分事項の報告について

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年12月5日提出

専	決	年	月	E	令和6年11月1日
I		事		ź	中央卸売市場青果卸売場棟外建替機械設備工事
エ	事		場	戶	和歌山市西浜1660番401
					461,987,900円476,518,900円
契	約 <i>0</i> .	) 7	相	手 方	和歌山市小松原通3丁目30番地 株式会社小向商会 代表取締役 小 向 俊 和
変	更		理	Ħ	賃金及び物価の変動に基づく請負代金額の増額変更のため。

## 報第8号

市長専決処分事項の報告について

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年12月5日提出

専	決	年		月		日	令和6年11月13日
I		事				名	(仮称) 地域交流センター新築電気設備工事
I	事		場	<u>1</u>		所	和歌山市砂山南三丁目400番5外
							155,870,000円 156,827,000円
契	約(	D	相	手	=	方	和歌山市黒田149番地の2 植野電気株式会社 代表取締役 植 野 博 司
変	更		理	1		由	賃金の変動に基づく請負代金額の増額変更のため。

# 報第9号

市長専決処分事項の報告について

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年12月5日提出

専	決	年		月		日	令和6年11月13日
I		事				名	(仮称) 地域交流センター新築機械設備工事
I	事	į.	場	<u>1</u>		所	和歌山市砂山南三丁目400番5外
							157,526,391円 159,729,900円
契	約	o	相	手	<u> </u>	方	和歌山市新中島155番地の3 株式会社藤本水道 代表取締役 齊藤満伊
变	更	Ĭ.	理	<u> </u>		由	賃金の変動に基づく請負代金額の増額変更のため。